

資 料 編

円卓	新穂地区防災円卓会議開催実績	1
法令	災害対策基本法(抜粋)	3
	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(抜粋)	5
協定	大野川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書	6
地防	自主防災会保有防災資機材一覧	8
	新穂地区防災施設等配置図	14
	新穂地区洪水浸水想定区域図	21
	新穂地区津波浸水想定区域図	23
	新穂地区土砂災害警戒区域等位置図	25
	土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書	-

安心安全で 温かい新穂を みんなでつくる

新穂地域づくり協議会 生活安心部会

新穂地域の防災について 地域住民と行政が話し合う 円卓会議の参加者を募集します !!



佐渡市は今、東日本大震災などの発生を踏まえて「地域防災計画」の見直しを進めています。

私たちは、もしも災害が起きたとき、どのような行動をとるべきでしょうか。

また、普段から家庭や地域で、災害に備えておくべきことは何でしょうか。

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

「私たちの地域で災害が発生したら」

「地域防災計画」や「ハザードマップ」等についての理解を深めることはもとより、そのための準備と災害時の行動計画をみんなでつくり実践することにより、地域の防災力を高め、自らの命と地域を守ることができます。

新穂地域づくり協議会では、以上のような観点から、「新穂地域の防災について地域住民と行政が話し合う円卓会議」を佐渡市と連携・協働して開催しますので、積極的なご参加をお願いします。

～ 円卓会議開催計画 ～

- テーマ / 「新穂地域の防災について考えよう」
- 参加者 / 新穂地域住民(公募、集落、生活安心部会員、協議会役員)、佐渡市 30名程度
- 会場 / 新穂行政 SC 会議室
- 日程・内容(予定) / 7月から11月までの間に5回程度の開催を計画しています。
ワークショップ等も取り入れながら、「新穂地区の防災上の特性」、「日ごろからの備え」、「避難」等について話し合います。
また、「新穂地域防災ガイド」及び「新穂地域防災訓練計画」の策定を検討します。
- 応募方法 / 平成29年7月10日(月)までに、新穂地域づくり協議会事務局(新穂行政 SC)までご連絡ください。Tel 22-3111 Fax 24-6010 E-mail proud@niibo-sado.com
ご参加いただく方には、第1回開催通知を送付します。
※ 報酬、交通費等の支給はありません。
- 主催 / 新穂地域づくり協議会 生活安心部会
- 共催 / 佐渡市

新穂地区防災円卓会議開催実績

- 1 テーマ / 「新穂地区の防災について考える」
- 2 参加者 / 集落(自主防災会)、公募による応募者、新穂地域づくり協議会役員・生活安心部会員、新潟県佐渡地域振興局地域整備部治水課・大野分室、砂防課、NP0 砂防ボランティア協会、佐渡市(総務部防災管財課、建設課、消防本部、新穂行政 SC)
- 3 開催日程等 / 於：新穂行政サービスセンター

回	期 日	内 容
1	7/31(月) 19時～ 34人	1. 新穂地区防災円卓会議開催の目的について 2. 新穂地域の概要について 3. ワークショップ/「新穂地域の防災上の課題を把握しよう」 ・想定される災害種別と被害の内容 ・新穂地域特有の防災上の課題 等
2	8/31(木) 19時～ 38人	1. 新穂地域の水防体制と情報の提供について 2. 佐渡市における防災情報の提供と伝達について 3. ワークショップ / 「日頃からの備えについて考えよう」 ・防災に関する情報を知る、学ぶ ・自らの備えと地域での備え 等
3	9/27(水) 19時～ 40人	1. 新穂地域の土砂災害防止体制と情報の提供について 2. 避難及び避難所計画について(要配慮者の応急対応含む) 3. ワークショップ / 「避難について考えよう」 ・避難誘導體制の整備 ・要配慮者等の避難の実効性 ・避難所の運営 等
4	10/24(火) 19時～ 36人	1. 新穂地域における「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の指定について 2. ワークショップ / 「避難について考えよう」 ・避難誘導體制の整備 ・要配慮者等の避難の実効性 ・避難所の運営 等
5	11/22(水) 19時～ 35人	1. 「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」の策定について 2. 新穂地区防災訓練の実施について
計	延べ 183 人	-

【災害対策基本法】

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

- 第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- 2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
 - 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
 - 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
 - 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

図表 18 具体的事業計画の内容の例

事項	具体的事業計画の内容の例
地域における防災体制の強化に関する事項	防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等について、例えば、地域の防災リーダー育成に必要な講習会や訓練の開催、資材又は機材の提供や整備に対する支援、備蓄倉庫の整備やその支援、場所の確保等に関する事項
	消防団が、自主防災組織及び女性防火クラブ等の教育訓練において指導的な役割を担うための必要な措置について、例えば、消防団と自主防災組織等が連携して訓練するために必要な資材又は機材の提供や整備に関する支援、自主防災組織等における訓練の指導者としての消防団員の派遣等に関する事項
	自主防災組織及び女性防火クラブ等に対する教育訓練を受ける機会の充実や教育訓練に関する情報の提供等について、例えば、講習会や訓練の開催、教材や教育内容に関する情報提供等に関する事項
	学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興について、例えば、学校と自主防災組織等が連携した防災学習や防災訓練の実施等に関する事項
消防団の強化等に関する事項	消防団や自主防災組織等の活動拠点の機能を有する地域防災拠点施設の整備等に関する事項
	地区の特性を踏まえた消防団の活動に必要な資材又は機材の整備や訓練等に関する事項
地区防災計画に関する事項	地区居住者等が共同して行う防災訓練について、例えば、訓練に必要な場所、資材又は機材、指導者の確保等、訓練の実施や支援等に関する事項
	地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄について、例えば、備蓄倉庫の整備やその支援、物資及び資材の提供や整備に対する支援、場所の確保等に関する事項
	災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援について、例えば、地区内の多様な主体間の協力体制構築の支援等に関する事項

（出典：地区防災計画ガイドライン）

大野川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書

新潟県佐渡地域振興局長（以下「甲」という。）と、佐渡市長（以下「乙」という。）は、乙が大野川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、避難情報の提供を依頼することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う避難情報の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

（提供する避難情報の内容）

第2条 甲が乙に変わって住民に提供する避難情報の内容は、大野川における乙が自ら実施する避難情報の提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- (1) 洪水時に乙が行う住民等への避難情報の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、提供に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 提供に関わり乙が避難情報の受信等を図る場合等、乙が新たに必要とする通信回線の工事及びその通信回路線使用料等の費用は、乙の負担とする。

（避難情報提供の方法）

第4条 乙が住民に避難情報を提供するために、甲へ支援の依頼ができる施設及び提供方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー施設を用いた音声放送とする。
- (2) 上記施設にて提供する内容及び提供の手法は、甲及び乙において事前に調整するものとする。

（警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

（警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備を使用しているときまたは、洪水調節等ダム管理に支障となるときは、乙は警報設備を利用した提供はできないものとする。

2 乙は、原則として大野川が洪水時の場合以外には、警報設備を使用できないものとする。

(避難情報提供の責任)

第7条 乙の依頼により甲が実施する警報設備の使用は、乙が実施する避難情報提供の多様な手段の一つであり、避難情報提供に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用または利用制限が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからでも、改案及び廃止等の意思表示が無い場合は継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議の上、実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月7日

甲 新潟県佐渡地域振興局長

野 崎 和 久

乙 佐渡市長

高 野 宏 一 郎

◆ 自主防災会保有 防災資機材一覧(H29.9.30 現在)

新穂舟下自主防災会(市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
テント	1 張		食事用具	一式	
スコップ	2 個		座布団	30 枚	
イス	20 個				

下新穂地区自主防災会(市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
テント	2 張		ビニールシート	4 枚	

武井自主防災会(市補助 1/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
非常持出袋	1 個		集会用テント	1 張	
非常用品セット	1 個				

下大野自主防災会(市補助 3/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
ヘルメット	100 個	各戸 2 個、センター5 個	発電機	1 台	
ハンドマイク	11 個	各班長、センター5 個	テーブル	4 台	安否確認及び食事用
強カライト(懐中電灯)	11 個	〃	応急セット	1 個	
投光機	3 個		自主防災会のぼり	1 本	
コードリール	5 個		ブルーシート	5 枚	大 5
ラジカセ(ラジオ)	1 個		テント	3 張	大 2、小 1
ガスコンロ	1 台				

郷 平 町 自 主 防 災 会(市補助 3/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
発電機	1 台	20 年資補・避難用	土嚢袋 (50 入)	1 個	20 年資補・水防用
ガソリン携行缶 (20ℓ)	1 個	20 年資補・避難用	リヤカー (折りたたみ式)	1 台	22 年資補・避難用
コードリール (30m)	1 個	20 年資補・避難用	担架 (携帯用)	1 台	22 年資補・救護用
投光器 (50W)	2 個	20 年資補・避難用	整理棚	1 個	22 年資補
消火器※	3 本	20 年資補・初期消火用	簡易トイレ	1 個	23 年資補・救護用
ゴム手袋 (3 双入)	4 個	20 年資補	安全背負い具	1 個	23 年資補・救護用
ロープ (トラ)	2 巻	20 年資補・救出用	ハンドマイク	1 個	避難用
ヘルメット	8 個	20 年資補・初期消火用	使いきり手袋 (100 入)	1 個	
救急セット	1 個	20 年資補・救護用	天幕	1 枚	14 年購入・救護用
防塵マスク (50 入)	7 箱	20 年資補・救出用	二段はしご	1 個	14 年購入・救出用
作業メガネ	7 個	20 年資補・救出用	給水タンク	1 個	500 リットル

井 内 自 主 防 災 会(市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
担架	1 台		ポリタンク 20ℓ	2 個	
拡声器	1 個				

瓜 生 屋 自 主 防 災 会(市補助 3/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
自家用発電機	1 台		懐中電灯	6 個	
ハンドマイク	2 個		投光器	1 個	
消火器	1 本		防寒服	3 着	
土のう (袋)	20 枚		コードリール	1 個	
担架	1 台		ヘルメット	10 個	

正明寺自主防災会(市補助 3/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
ガス炊飯器	1 台		コードリール	1 個	
アルミ鍋	2 個		蓄光メガホン	1 個	
コンロ(鋳物)	1 台		インバーター発電機	1 台	燃料：ガスボンベ
クーラーボックス	2 個		トランシーバー	3 個	
ブルーシート	3 枚		懐中電灯	3 個	
消火器	2 本		折りたたみリヤカー	1 台	
灯光器	1 個				

潟上自主防災会(市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
消火器	1 本				

青木地区自主防災会(市補助 1/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
消火器	2 本		防火用バケツ	5 個	
メガホン	1 個		ジャッキ(2t)	1 基	
バール(大)	1 丁		AMラジオ	1 個	
作業灯	1 個		軍手	12 組	
ボルトカッター	1 丁		ブルーシート	1 枚	
ハンマー(仮枠用)	1 丁		ヘルメット	5 個	
ハンマー(0.9kg)	1 丁		懐中電灯	2 個	
鋸	1 丁		ロープ(9mm、15m)	1 巻	

長 畝 自 主 防 災 会(市補助 3/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
シート	7 枚		土のう袋	160 枚	
テント	1 式		大鍋	1 個	
テントポール押え	6 個		屋外用コンロ	1 台	
発電機	1 台		木炭	10kg	
LEDライト	2 台		一輪車	1 台	
延長コード	1 台		物置	1 基	
ハンドマイク (メガホン)	3 台				

内 巻 自 主 防 災 会(市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
テント	1 張				

島 地 区 自 主 防 災 会(市補助 1/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
ハンドマイク	1 個		ジョレン	10 本	
スコップ	15 本	角 5・剣 5・穴明 5	ブルーシート	3 枚	

北 方 自 主 防 災 会(市補助 2/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
ヘルメット	20 個		バケツ	7 個	
飲料水タンク 20ℓ	3 個		ブルーシート	3 枚	8.9×8.9
ライト	5 個		コードリール	2 個	
ヘッドライト	2 個		発電機	2 台	
ハンドマイク	3 個		ガソリントank	1 個	10ℓ
ロープ	大 1 個、小 1 個				

新 穂 自 主 防 災 会(市補助 2/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
簡易トイレ	1 個		誘導棒	5 本	
カンパン	24 缶	期限 H31.2	無線機	2 台	
救急箱 (20 人用)	1 個		投光器	2 台	
ヘルメット (148 型)	5 個		メガホン	2 個	
保存水 1.5ℓ	8 本	～ H31.2	テーブル	2 台	
みそ汁缶	30 個	～ H29	給水タンク	2 個	
発電機	1 台		ブルーシート	2 枚	

馬 場 集 落 自 主 防 災 会(市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
スコップ	3 本	水防資機材	木のハンマー	1 丁	水防資機材
ビニールシート	3 枚	〃	木のクイ	5 本	〃
ゴザ	2 枚	〃	テント	1 張	防災資機材
ナタ	2 丁	〃	消火器	2 台	〃
鋸	2 丁	〃	炊き出し用大なべ	1 個	〃

三 協 自 主 防 災 会(市補助 2/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
発電機	1 台		ビニールシート	2 枚	
テント	1 張		簡易防災セット	40 セット	各家庭 40 軒

皆川地区自主防災会、上大野自主防災会、上新穂自主防災会、田野沢自主防災会 (市補助 0/3)

種類	数量	備考	種類	数量	備考
-	-	-	-	-	-

今後自主防災会で整備したい防災資機材 (H29.9 調)

新穂舟下自主防災会

種類	数量	備考	種類	数量	備考
給水用ポリタンク	20ℓ, 10 個、10ℓ, 10 個		毛布	10 枚	
ポリバケツ (大)	5 個		洗面用具	5 セット	
ブルーシート	5 枚		応急医薬品	2 セット	
スコップ	5 個		簡易トイレ又ポリ袋	3 個	
杭木類	20 本		カケヤ	2 丁	
ハンマー	2 丁				

郷平町自主防災会

種類	数量	備考	種類	数量	備考
ハイゼックス袋※	100～200 枚	炊き出し用	消火器※		有効期限後の備蓄方法
炊飯装置	1～2 台	炊き出し用	ゴムボート	1 艘	
ポリタンク (20ℓ)	10 個	炊き出し用			

田野沢自主防災会

種類	数量	備考	種類	数量	備考
ブルーシート	5 枚		ポリバケツ (フタ付)	3 個	
ポリタンク 10ℓ	5 個		一輪車	1 台	
カセット式発電機	1 台				

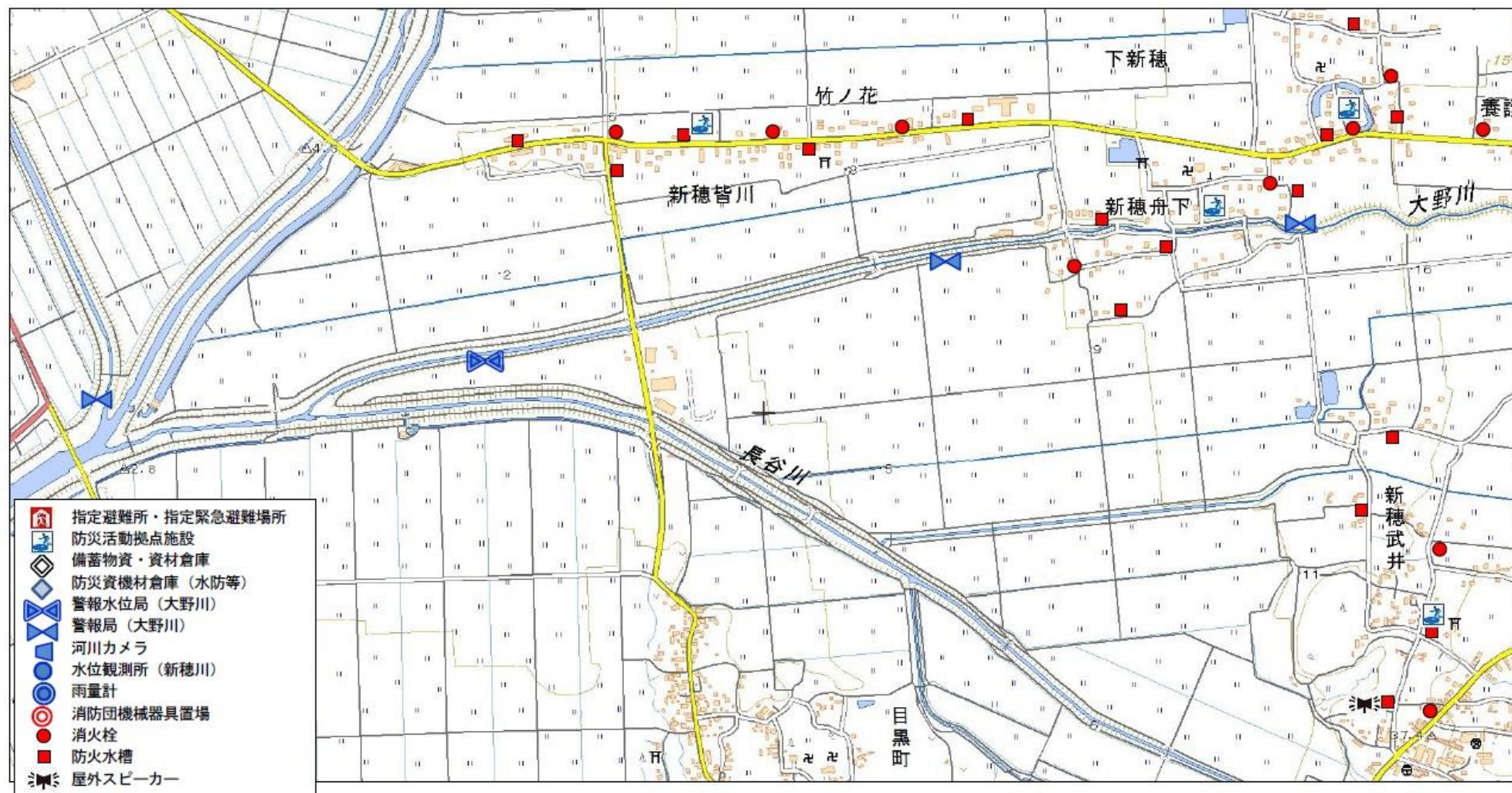
長畝自主防災会

種類	数量	備考	種類	数量	備考
リヤカー	1 台		A E D	1 台	

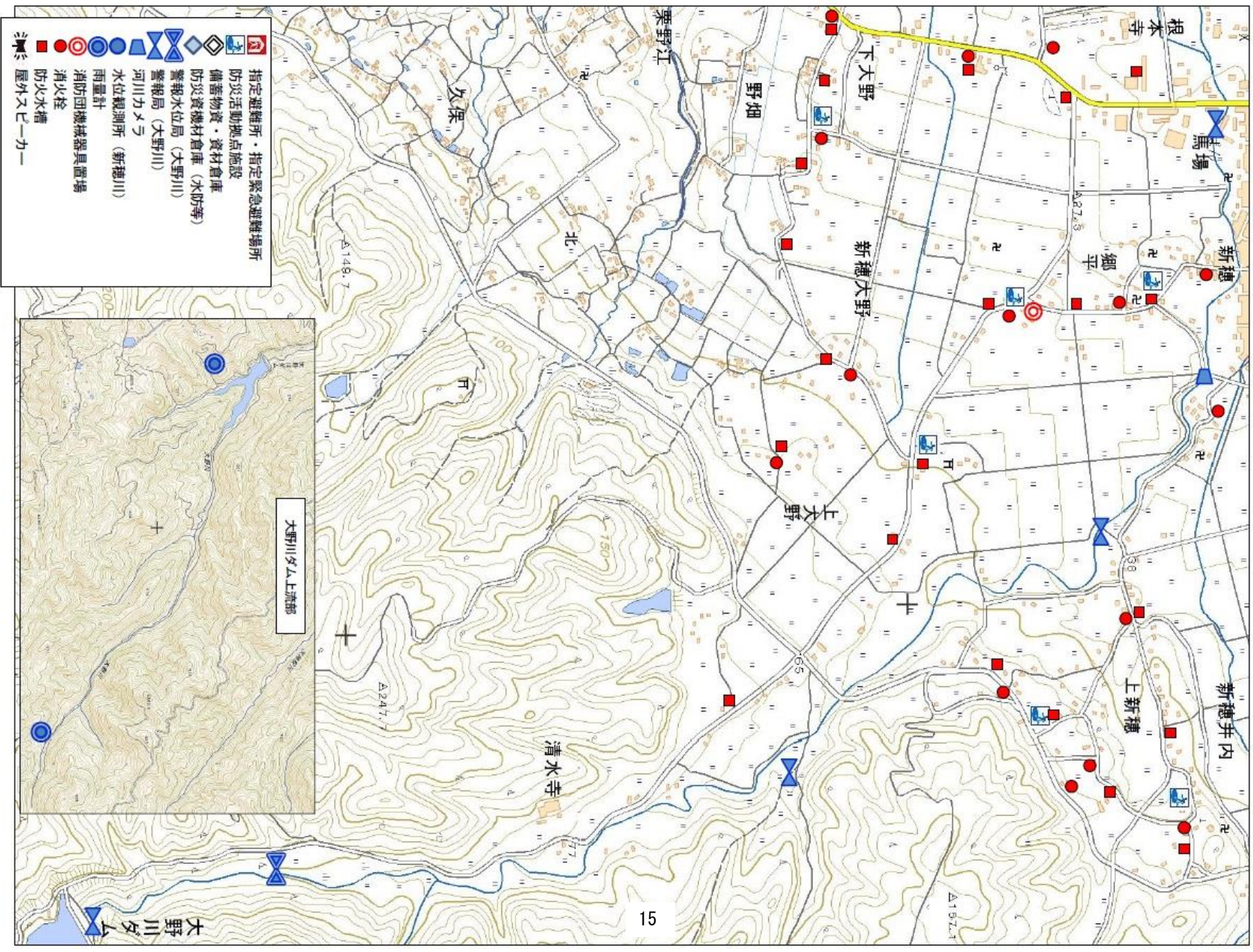
馬場集落自主防災会

種類	数量	備考	種類	数量	備考
飲料水用ポリタンク 20ℓ	2 個	防災資機材	バール	2 丁	水防資機材
ロープ	1 巻	水防資機材	ハンマー	1 丁	水防資機材

新穂地区 防災施設等配置図【皆川・舟下・下新穂・武井】



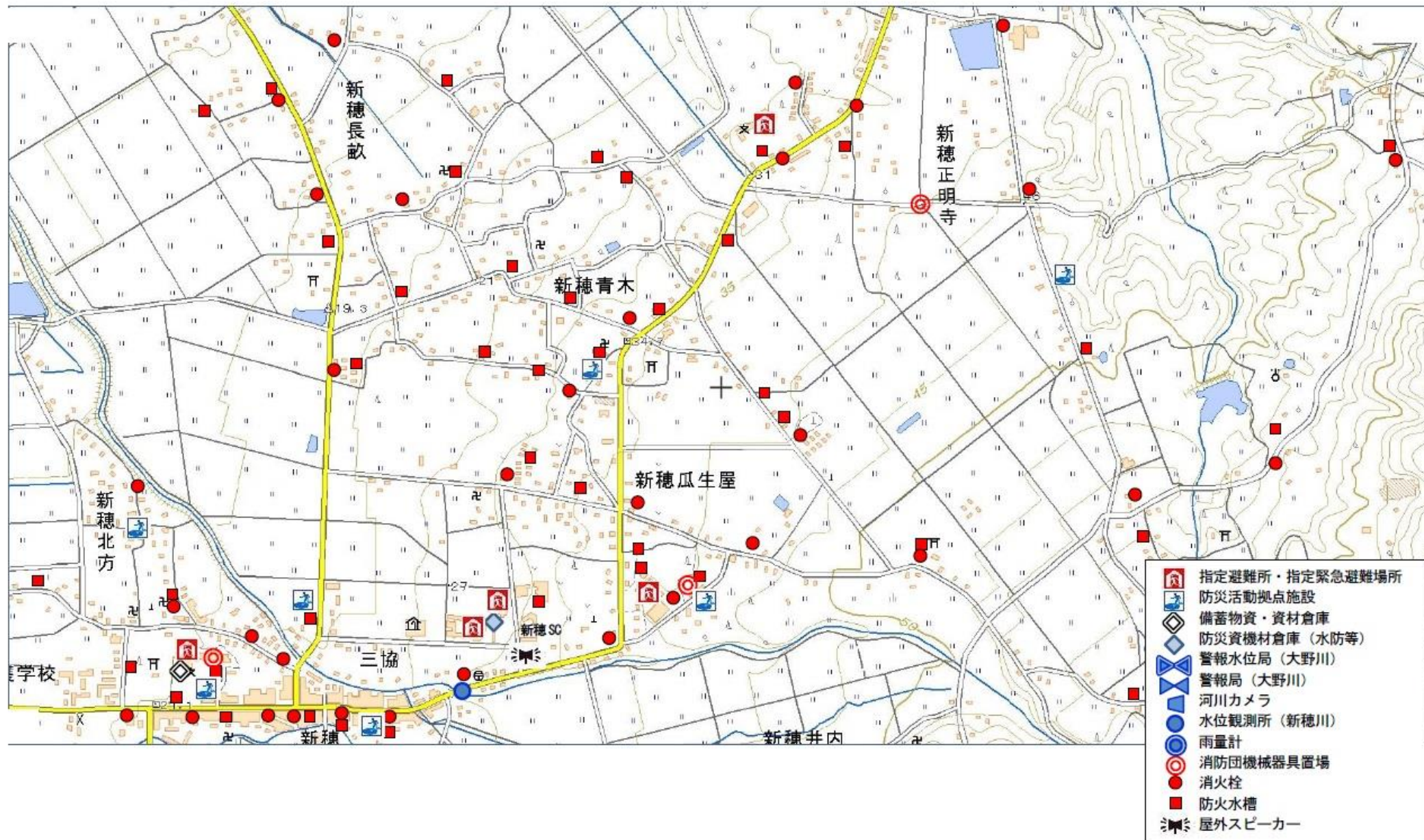
新穂地区 防災施設等配置図【上大野・下大野・郷平・井内・上新穂】



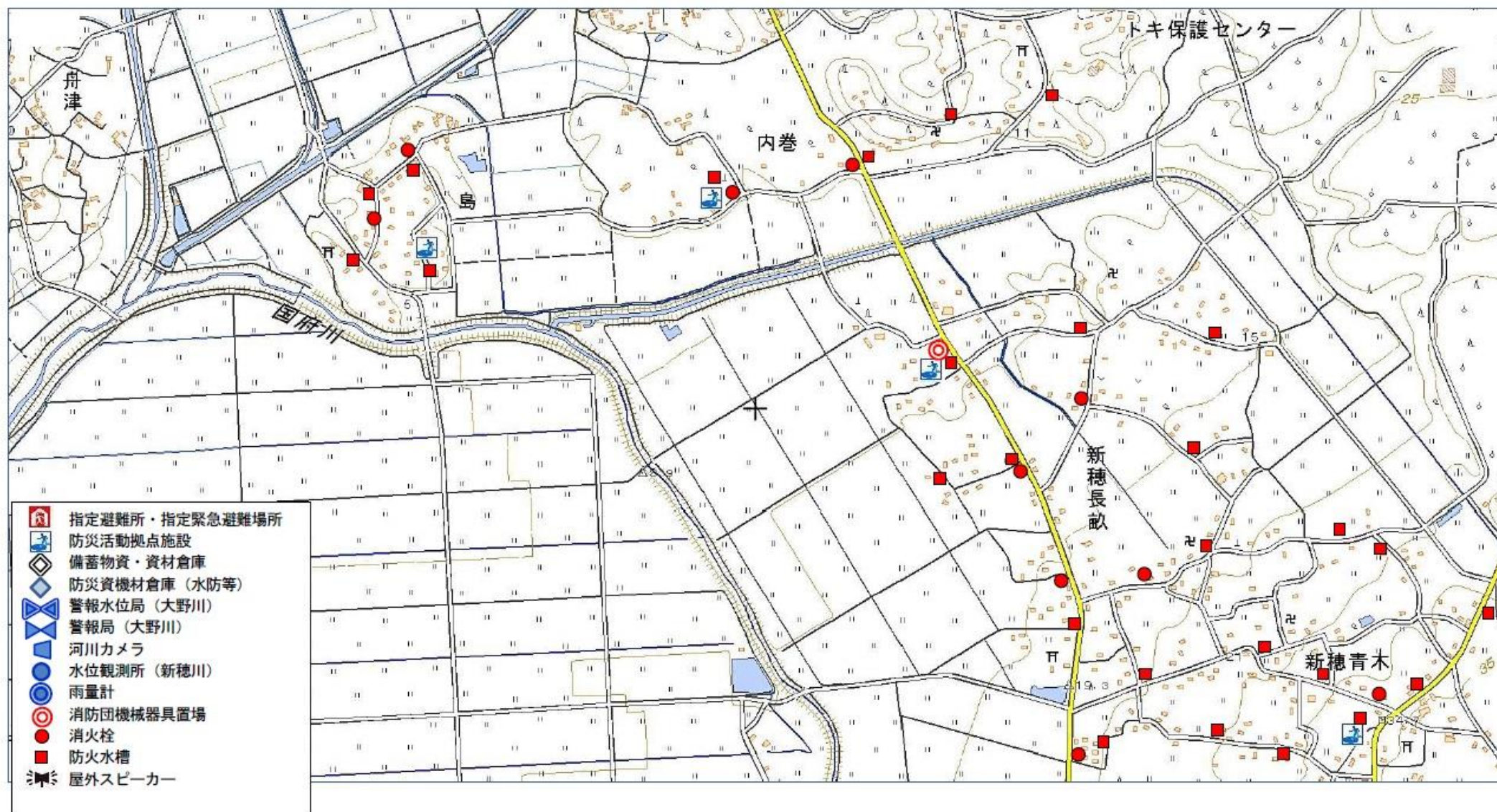
新穂地区 防災施設等配置図【上大野・下大野・郷平・井内・上新穂・瓜生屋】



新穂地区 防災施設等配置図【瓜生屋・正明寺・青木・田野沢】



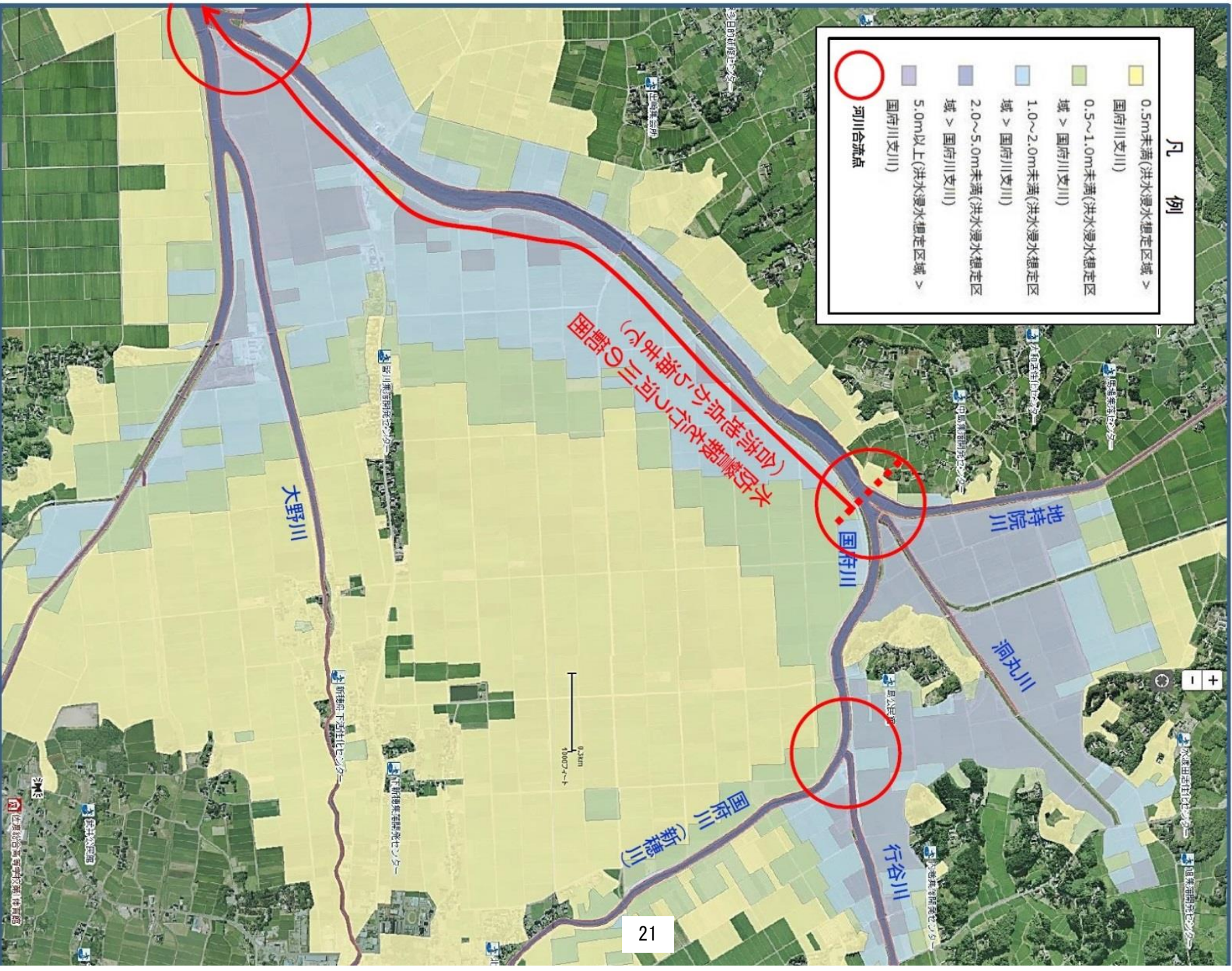
新穂地区 防災施設等配置図【青木・長畝・内巻・島】



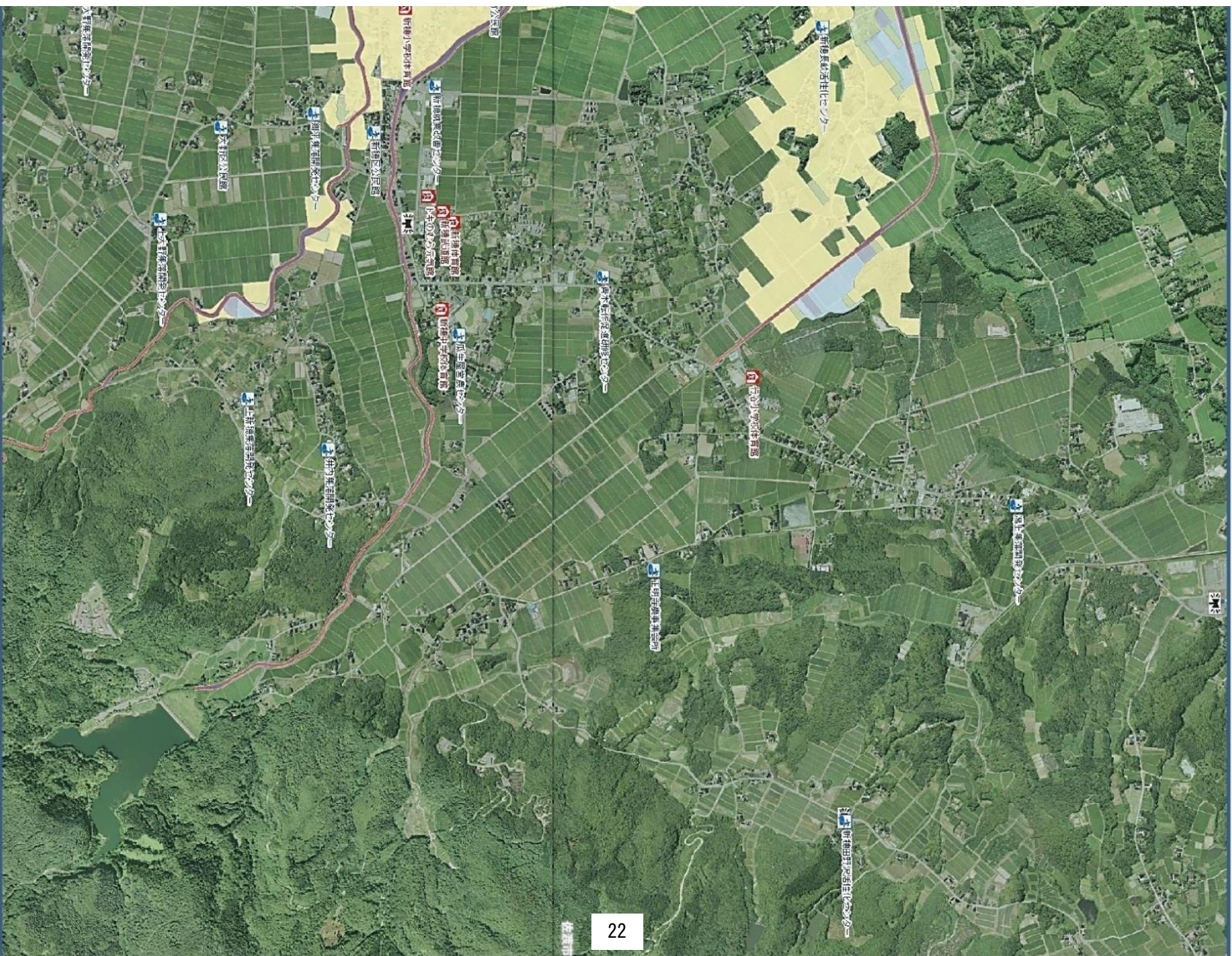
新穂地区 防災施設等配置図【北方・新穂・馬場・三協】



新穂地区 洪水;

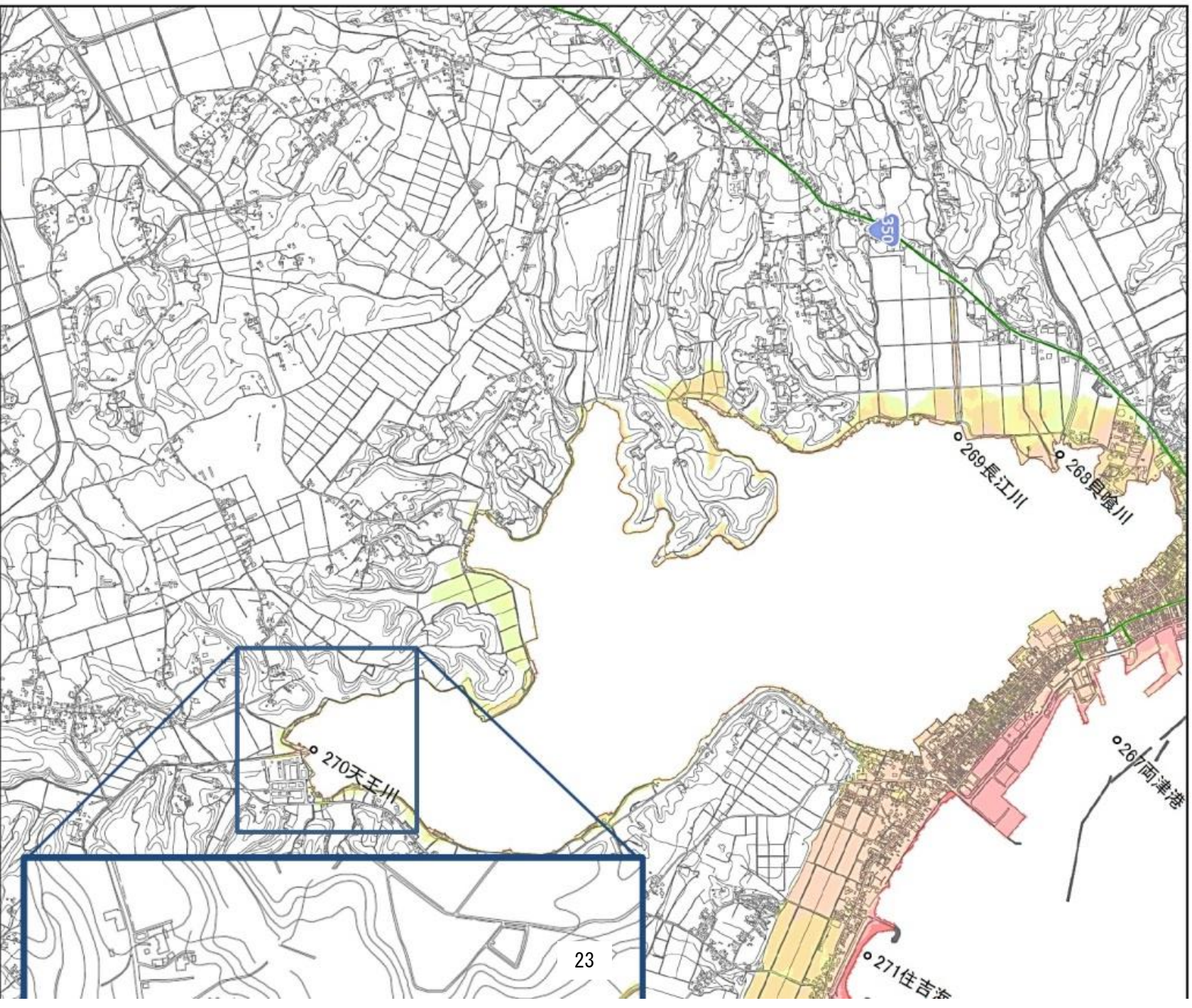


豐水想定区域図



新潟県津波浸水想定図

新穂地区 津波



Copyright©NTT空間情報 All Rights Reserved (c) Esri Japan

※灰色着色箇所は評価対象

0 0.5 1 2 3 4 km
1:25,000

浸水想定区域図

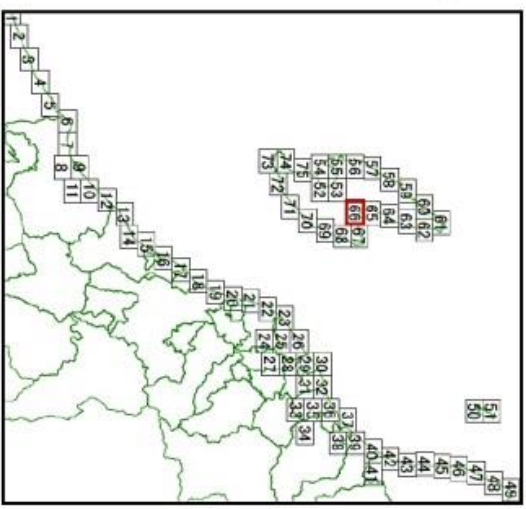
66 / 75 ページ



水浴場



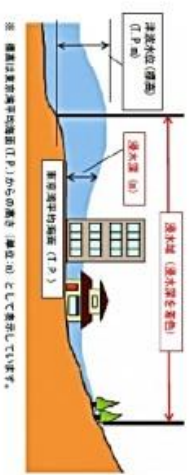
外：地震直後に破壊される危険箇所（防波堤、突堤等の構造物）、地盤データが未整備（岩盤）



- 「津波浸水想定図」は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条、第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定図」は、新島県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 津波浸水想定図の浸水域、浸水深、浸水開始時間、最高流速等は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 浸水域や浸水深等は、津波の第一波だけでなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- ※その他の留意事項については、津波浸水想定について（解説）を参照してください。

最大浸水深

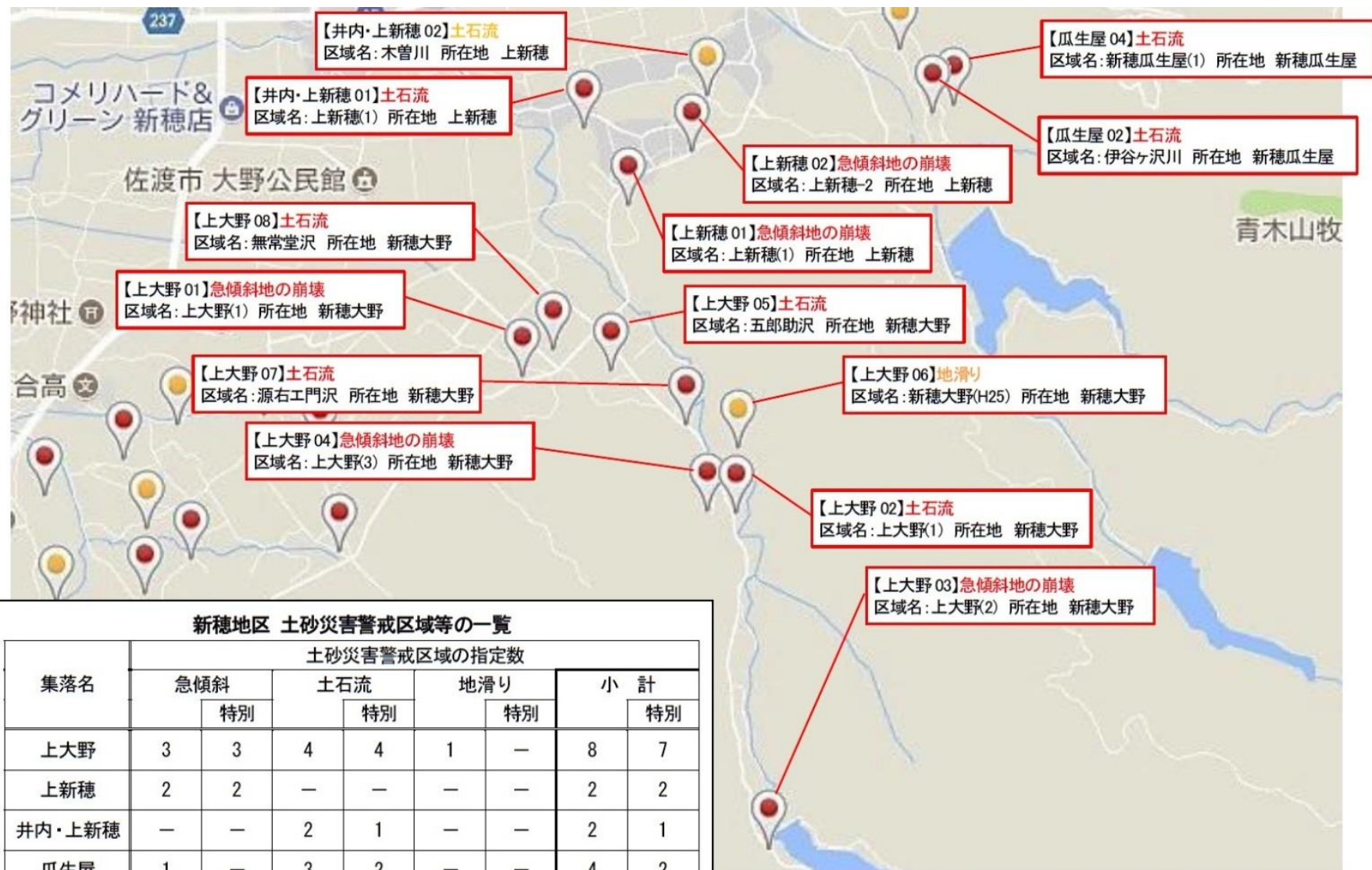
- 10.0m 以上 20.0m 未満
- 5.0m 以上 10.0m 未満
- 3.0m 以上 5.0m 未満
- 1.0m 以上 3.0m 未満
- 0.5m 以上 1.0m 未満
- 0.3m 以上 0.5m 未満
- 0.01m 以上 0.3m 未満



注：浸水深は東京湾平均海面（T.P.）からの高さ（単位：m）として表示しています。

新穂地区 土砂災害警戒区域等位置図





新穂地区 土砂災害警戒区域等の一覧

集落名	土砂災害警戒区域の指定数							
	急傾斜		土石流		地滑り		小 計	
		特別		特別		特別		特別
上大野	3	3	4	4	1	—	8	7
上新穂	2	2	—	—	—	—	2	2
井内・上新穂	—	—	2	1	—	—	2	1
瓜生屋	1	—	3	2	—	—	4	2
正明寺	2	1	2	2	—	—	4	3
田野沢	—	—	6	2	1	—	7	2
潟 上	7	4	1	—	—	—	8	4
計	15	10	18	11	2	—	35	21